

定款変更（新旧対照表）

1. 役員の任期に係る伸長短縮規定等
2. 公告の方法

変 更 前	変 更 後
<p>（任期等）</p> <p>第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p>	<p>（任期等）</p> <p>第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</u></p> <p><u>3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</u></p> <p><u>4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</u></p>
<p>（公告の方法）</p> <p>第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。</p>	<p>（公告の方法）</p> <p>第 55 条 <u>この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、解散時の公告、清算時の破産手続開始決定の公告は官報に掲載して行い、貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。</u></p>